

皆野町公式 LINE アカウント情報配信等構築業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、町民のニーズにあった情報や緊急性が高い情報を素早く発信するためのシステムを構築し、行政の情報発信力強化を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

皆野町公式 LINE アカウント情報配信等構築業務委託

(2) 業務の内容

別紙「皆野町公式LINEアカウント情報配信等構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金2,500,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 皆野町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 皆野町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないことまたは同号に規定する暴力団と関係を有する事業者でないこと。
- (5) 過去5年以内に本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。

5. スケジュール

①公募開始	令和5年6月28日（水）
②質問の受付	令和5年6月28日（水）から令和5年7月7日（金） 午後5時まで
③質問の回答	令和5年7月12日（水）までに電子メールにて回答

④参加表明書の提出	令和5年6月28日(水)から令和5年7月18日(火)午後5時まで
⑤企画提案書の提出	令和5年6月28日(水)から令和5年7月19日(水)までの土、日、祝日を除く午後5時まで(郵送の場合は必着)
⑥結果通知	令和5年8月2日(水)までに電子メールにて連絡
⑦契約の締結	令和5年8月中を予定

6. 参加申し込み

このプロポーザルに参加希望の事業者は、「参加意思表明書(様式1)」と「業務実績書(様式2)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月18日(火)午後5時まで

(2) 提出先

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

皆野町役場 企画財政課 政策推進担当

電話 0494-26-7334 (直通)

(3) 提出方法

「参加意思表明書(様式1)」と「業務実績書(様式2)」に必要事項を記入し、上記提出先へ郵送または持参してください。

7. 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式第3)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月7日(金)午後5時まで

(2) 提出先

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

皆野町役場 企画財政課 政策推進担当

電話 0494-26-7334 (直通) Mail: seisaku@town.minano.saitama.jp

(3) 提出方法

「質問票(様式3)」に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。電子メールの表題を「皆野町公式 LINE プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後に確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)については回答いたしません。

(4) 回答

質問の回答は、令和5年7月12日(水)までに、すべての参加事業者へ電子メールにて回答いたします。

8. 企画提案書の提出方法

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参または郵送により提出してください。なお、提案は1事業者につき1つの提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

令和5年6月28日（水）から令和5年7月19日（水）までの土、日、祝日を除く午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式／表紙を除いて15ページ程度とする。）

- ・企画提案書には業務スケジュールを記載すること。
- ・体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。
- ・仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。なお、総括責任者・主任技術者の変更は、入院などの特段の理由がない限り認めない。
- ・履行期間終了後、引き続き本システムを使用する場合の運用・保守に係る費用を記載すること。

②業務体制表（様式4）

③見積書（様式5）

見積内訳書（任意様式）を添付すること。

上記の①から③は各13部作成すること。

④会社概要が分かる会社案内等の資料

⑤履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

⑥財務諸表

⑦直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(3) 提出先

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

皆野町役場 企画財政課 政策推進担当

電話 0494-26-7334（直通）

(4) 提出方法

上記提出先へ郵送または持参してください。

9. 審査

(1) 審査方法

町において提出書類①から③及び業務実績書（様式2）に基づき書類選考を実施し、それらを総合的に評価します。プレゼンテーションは行いませんが、提出書類に関する質問を電話等の方法で行う場合があります。

(2) 評価

評価は、別紙「審査基準表」による。

評価が最も高い者を契約予定事業者に決定します。

契約予定事業者が何らかの事情により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とします。

(3) 審査結果

審査の結果は、令和5年8月2日（水）までに参加したすべての事業者に電子メールにて通知します。

(4) その他

審査会での選考は非公開とします。また、選考結果に対する異議申し立ては受理しません。

10. 契約の締結

プロポーザルの審査結果に基づき、町は決定した契約予定事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書に調整した後、契約を締結します。

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

12. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

13. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を町に請求できない。

14. その他

参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（様式自由）を令和5年7月19日（水）までに提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

皆野町公式 LINE アカウント情報配信等構築業務プロポーザル審査基準表

審査項目	評価項目	審査基準	配点
企画提案書	システム概要・特徴	利用者が使いやすく便利な機能になっているか。蓄積データの分析が容易にできるようになっているか。障害発生時の対応が適切かつ明瞭に示されているか。	20
	画面デザイン	文字や画像、アイコン等は誰が見ても分かりやすく表示されているか。	20
	運用サポート体制	構築から運用開始までの各段階でサポート体制が充実しているか。	20
	セキュリティ	障害対策、データ保護の考えは明確で情報漏えいを防止するための対策が十分に確保されているか。	10
	独自提案	仕様書に示された事項以外に、本町にとって有効な独自提案が示されているか。将来的な発展性を見込んだ提案が成されているか。	10
業務実績・実施体制	業務実績・実施体制	過去5年間の中での本業務と同種・類似の業務実績が十分にあるか。業務内容にあった人員を配置しているか。LINE Technology Partner の認定を受けているか。	10
見積書	見積価格	見積価格が適切に算定されているか。	10